



島根県報

平成21年3月23日（月）

第2,069号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

島根県土地利用基本計画の一部変更	（土地資源対策課）	2
島根県土地利用対策要綱の一部改正	（　　　　　）	2
換地処分	（農 村 整 備 課）	3
保安林の指定	（森 林 整 備 課）	3
保安林の指定の解除	（　　　　　）	3
保安林予定森林（2件）	（　　　　　）	4
障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による障害者就業・生活支援センターの指定	（雇 用 政 策 課）	4
廃川敷地等の発生	（河 川 課）	5
指定確認検査機関の業務区域の増加の認可	（建 築 住 宅 課）	5
建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の指定	（　　　　　）	5

【人委細則】

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則		6
------------------------	--	---

【正 誤】

平成19年6月22日付け島根県報第1,890号中	（道 路 維 持 課）	6
--------------------------	-------------	---

告 示**島根県告示第184号**

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定による島根県土地利用基本計画を次に掲げる区域について変更したので、同条第14項において準用する同条第13項の規定により公表する。

なお、変更後の島根県土地利用基本計画は登載を省略し、その関係書類を島根県地域振興部土地資源対策課並びに浜田市役所及び益田市役所に備え付け一般の縦覧に供する。

平成21年3月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

浜田市及び益田市の一部

島根県告示第185号

島根県土地利用対策要綱（昭和60年島根県告示第330号）の一部を次のように改正する。

平成21年3月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

様式第4号中「関係個別法」を「関係個別法令」に、「協議の」を「協議・説明の」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考

- 1 関係個別法令に係る許可証等の写しを添付すること。
- 2 開発協定・覚書等を締結した場合は、当該協定書等の写しを添付すること。
- 3 関係者との協議・説明の状況及びその他については、必要に応じて関係資料を添付すること。
- 4 開発協議書の補正事項（面積の増減、施設配置の変更等）がある場合は、関係個別法令に係る審査を了した計画平面図を添付すること。

様式第5号から様式第7号までの規定に備考として次のように加える。

備考 関係個別法令に係る届出等を行っている場合は、当該届出書等の写しを添付すること。

様式第8号中「関係個別法」を「関係個別法令」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考

- 1 関係個別法令に係る完了検査等を要する場合は、当該検査済証等の写しを添付すること。
- 2 その他指導事項の処理状況等を確認できる資料を添付すること。

様式第10号に備考として次のように加える。

備考

- 1 誓約書（様式第11号）を添付すること。
- 2 免許等を要する事業である場合は、当該免許証等の写しを添付すること。
- 3 地位の承継を証する書類又は法人登記簿謄本等の写しを添付すること。
- 4 会社等の名称変更、合併等開発事業者の形式的な変更の場合は、変更届（様式第12号）によること。

様式第12号に備考として次のように加える。

備考

- 1 計画平面図等の変更がある場合は、変更後の計画平面図等を添付すること。
- 2 会社等の名称変更、合併等の場合は、法人登記簿謄本等の写しを添付すること。

附 則

この告示は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

島根県告示第186号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成21年 3 月11日付けで県営土地改良事業に係る横田・安富地区横田工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成21年 3 月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第187号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年 3 月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

大田市三瓶町野城字大向奥イ239

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第188号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年 3 月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町卯敷中ノ谷205、卯敷真谷219

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

砂防設備用地とするため

島根県告示第189号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年 3月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町布施潰山28、29-3、29-7、30-1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第190号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年 3月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

安来市広瀬町上山佐2524、2525、2526-1、2526-2、2527-1、2527-2、2528-1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第191号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第33条の規定により、障害者就業・生活支援センターを次のとおり指定したので、同法第35条において準用する同法第27条第2項の規定により告示する。

平成21年3月23日

島根県知事 溝口 善兵衛

名称	住所	事務所の所在地	指定年月日
社会福祉法人亀の子	大田市長久町長久口267-6	大田市長久町長久口267-6	平成21年3月6日

島根県告示第192号

河川改修工事の施行に伴い、廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び島根県出雲県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成21年3月23日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 河川の名称
一級河川斐伊川水系神戸川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成21年3月23日
- 3 廃川敷地等の位置
 - (1) 出雲市所原町字堤外67番地先
 - (2) 出雲市所原町字堤外65番1地先
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
 - (1) 土地 58.29平方メートル
 - (2) 土地 91.68平方メートル

島根県告示第193号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の22第1項の規定により、次のとおり指定確認検査機関の業務区域の増加の認可をしたので、同条第4項の規定により告示する。

平成21年3月23日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 指定確認検査機関の名称
財団法人島根県建築住宅センター
- 2 業務区域の増加の範囲
出雲市、安来市、雲南市、仁多郡、飯石郡及び簸川郡
- 3 業務区域を増加する年月日
平成21年4月1日

島根県告示第194号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、指定構造計算適合性判定機関を次のとおり指定したので、同法第77条の35の5第1項の規定により告示する。

平成21年3月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名 称 及 び 住 所	構造計算適合性判定の業務を 行う事務所の所在地	構造計算適合性判定 の業務の開始の日
株式会社 建築構造センター 東京都新宿区新宿 5 丁目11番 4 号	東京都新宿区新宿 5 丁目11番 4 号 島根県松江市中原町 6 番地	平成21年 4 月 1 日

人 事 委 員 会 細 則

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則をここに公布する。

平成21年 3 月23日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会細則第 1 号

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則

級別職務分類に関する細則（昭和60年島根県人事委員会細則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表警察の部警察本部の項中

「 課長 管理官 室長 交通管制センター長 西部運転免許センター所長 首席師範 主査 」	を	「 課長 監査官 管理官 室長 交通管制センター長 西部運転免許センター所長 首席師範 主査 」	に改める。
--	---	---	-------

附 則

この細則は、公布の日から施行する。

正 誤

平成19年 6 月22日付け島根県報第1,890号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
9	島根県告示第522号 の表中	6.00～ 16.60	10.00～ 29.00